

番号：140753

国名：カメルーン

担当部署：産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第二チーム

案件名：中小企業振興システム構築プロジェクト詳細計画策定調査（組織構築/ビジネス開発サービス）

1 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：組織構築/ビジネス開発サービス
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年10月上旬から2014年11月下旬まで
- (2) 業務M/M：
国内 0.50M/M、現地 0.67M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：

	準備期間	現地業務期間	整理期間
	5日	20日	5日

3 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月17日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

※ 2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）から、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAウェブサイト（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ア 業務実施の基本方針 16点
 - イ 業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等
 - ア 類似業務の経験 40点
 - イ 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ウ 語学力 16点
 - エ その他学位、資格等 16点

類似業務	中小企業振興に係る各種業務
対象国／類似地域	カメルーン／全途上国
語学の種類	英語

5 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6 業務の背景

カメルーンは、1960年の独立以来、政治的安定を保っており、鉄鉱石、ボーキサイト、コバルト等の天然資源にも恵まれている。一方、近年、経済成長低迷の影響により、開発の潜在的可能性を秘めつつも、社会・経済の安定的な発展に向けた取組は十分に進んでいない状況である。

政府は2009年に「成長と雇用のための戦略文書(Document de Stratégie pour la Croissance et l'Emploi: DSCE)」を採択し、経済成長と雇用拡大のための取組を実施している。DSCEでは、民間セクター活性化のための投資環境整備とインフラ開発を重点課題の一つに位置付けたうえで、従業員5人以下の零細企業が全企業の75%を占めるとともに、いわゆるインフォーマル・セクターにおいても零細企業が多数を占めると考えられることから、零細企業を含めた中小企業の振興についても、成長と雇用の観点から重要な課題となっている。

カメルーンでは、中小企業・社会経済・手工業省(Ministère des Petites et Moyennes Entreprises, de l'Economie Sociale et de l'Artisanat: MINPMEESA)が中小企業振興を担っており、関連する法制度の整備、起業支援、中小企業の製品開発及び品質改善の支援並びにインフォーマル・セクターのフォーマル化の促進に取り組んでいる。

が国は、カメルーンの経済成長と雇用拡大の取組を支援するため、中小企業振興マスタープランの策定支援を行い(2007~2009年)、その成果は前述のDSCEにも反映されている。さらに、2代にわたり中小企業振興政策支援アドバイザーをMINPMEESAに派遣し(2010~2013年)、①企業育成のための政策立案、②関係機関との連携構築、③中小企業支援機関の設立、④地方の拠点設立の4分野において、MINPMEESA職員の能力開発を図るための活動を展開した。とりわけ、①企業育成の分野では、MINPMEESAにおいて、いわゆる日本的な品質・生産性向上のための手法(カイゼン)が、カメルーンの中小企業においても企業の経営基礎力の向上に効果的であることが理解されるに至った。

これを受けて、カメルーン政府は、MINPMEESAを実施機関とする「中小企業振興システム構築プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を開発計画調査型技術協力としてわが国に要請するとともに、前述の③実施機関の設立として、中小企業に対する支援サービスを提供する中小企業振興庁(Agence de Promotion des Petites et Moyennes Entreprises: APME)の発足を決定し、設立に関する大統領令が2013年4月に公布された。

JICAは、要請の背景及び内容の確認のため、2013年12月に本邦から予備調査団を派遣し、MINPMEESAと協議を実施した。これにより、本プロジェクトの協力内容として、MINPMEESA職員の中小企業支援施策実施のための能力強化に加え、当初要請に明記されていないものの、MINPMEESAの傘下の機関であるAPMEの組織力強化及びAPMEによって直接または間接的に現地中小企業に提供されるカイゼンを軸としたビジネス開発サービス(BDS)提供能力強化の支援をMINPMEESAが求めていることを確認した。

今回実施する詳細計画策定調査は、以上を踏まえて、MINPMEESA や APME を対象としたプロジェクト内容の詳細を検討し、実施枠組みやスケジュールについて MINPMEESA と合意することを目的としている。本詳細計画策定調査は、ヤウンデとドゥアラの2都市で実施する予定である。

7 業務の内容

本業務従事者は、技術協力事業の仕組み及び手続を十分に把握のうえ、調査団員として派遣される JICA 職員と協議しつつ、担当分野に係る協力計画の策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

なお、本業務は、BDS 提供機関の組織運営能力強化及び BDS 提供機能強化のためのプロジェクト実施枠組みを策定するものであり、プロジェクトの計画、管理・モニタリング、評価といった観点も必要としていることに留意すること。

(1) 国内準備期間（2014 年 10 月上旬～中旬）

- ア 要請背景及び内容を把握（要請書や関連報告書等による情報収集や分析）のうえ、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- イ 必要に応じ、MINPMEESA ほか関係機関、専門家、他ドナー等に対する質問票案（英文）を作成する。
- ウ 技術協力事業合意文書案（R/D 案）（英文）を検討する。
- エ 調査団打ち合わせ及び対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2014 年 10 月中旬～11 月上旬）

- ア JICA カメルーン事務所等との打合せに参加する。
 - イ MINPMEESA ほか関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ウ 担当分野に係る以下の情報及び資料を収集し、現状を把握する。
 - (ア) カメルーン政府及び MINPMEESA の中小企業振興に係る中長期計画における本プロジェクトの位置づけ
 - (イ) MINPMEESA の実施体制（組織・予算・他省庁との関係等）
 - (ウ) APME の設立に向けた準備状況
 - (エ) APME の体制及び権限の検討状況（組織・予算・他省庁との関係）
 - (オ) 中小企業の BDS に対するニーズ、とりわけカイゼンに対するニーズ
 - (カ) これまでカメルーンの中小企業におけるカイゼンの取組及び企業に与えた影響
 - (キ) 民間事業者も含めた BDS の提供状況（体制・種類・料金）
 - (ク) BDS の提供を受けている企業の状況（業種・到達レベル）
 - (ケ) 商工会議所等経済団体が行っている中小企業支援の動向
 - (コ) 他ドナー・機関の民間セクター開発分野、とりわけ中小企業振興分野における援助動向
 - エ 調査結果や他団員及び MINPMEESA からのコメント等を踏まえたうえで、R/D 案（英文）の修正に協力する。
 - オ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
 - カ 現地調査結果の JICA カメルーン事務所等への報告に参加する。
- ### (3) 帰国後整理期間（2014 年 11 月上旬～中旬）
- ア 事業事前評価表案作成に協力する。
 - イ 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

ウ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8 成果品等

本契約における成果品は、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）とし、電子データをもって産業開発・公共政策部に提出することとする。

9 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照すること。

なお、航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAから別途支給する（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載すること）。

10 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

ア 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2014年10月14日～2014年11月2日を予定している。

なお、本業務従事者は、JICA職員の現地調査期間に約1週間先行し調査を開始する予定。

イ 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。

(ア) 総括 (JICA)

(イ) 組織構築/ビジネス開発サービス (コンサルタント)

(ウ) 協力企画 (JICA)

ウ 便宜供与内容

JICAカメルーン事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

(ア) 空港送迎

あり

(イ) 宿舎手配

あり

(ウ) 車両借上

全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗。)

(エ) 通訳備上

あり (英仏通訳)

(オ) 現地日程のアレンジ

あり

(カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム (TEL : 03-5226-8062) で配布する。

- ア 本プロジェクトに係るカメルーン政府からの要請書
- イ 本プロジェクトに係る予備調査帰国報告（2013年12月）

ウ カメルーン国中小企業振興政策支援アドバイザー専門家派遣専門家業務完了報告書（2013年2月）

また、以下の資料についてはJICA図書館のウェブサイトで公開されている。

エ TICAD V 産業人材育成に関する情報収集・確認調査最終報告書（2013年7月）
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000011640>

オ カメルーン国中小企業振興マスタープラン策定調査最終報告書（2009年1月）
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=0000245635>

(3) その他

- ア 本業務従事者は、語学力（仏語）及び各種評価調査に従事した経験を有する者が望ましい。
- イ 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。

以上